

申請期限は2月28日

令和4年度店舗等家賃減額助成の申請を受け付けています

●賃貸人が対象

店舗等の賃貸人が、新型コロナの影響で売り上げが減少しているテナント事業者の家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を賃貸人に助成しています。

助成要件や必要書類等詳しくは、お問い合わせください。

対象 新型コロナの影響で減収となっている店舗等の家賃を減額している賃貸人

助成額 区内の店舗等の家賃について減額した金額の4分の3を助成

※1つの物件につき、月7万5,000円を限度に助成します(物件数の上限なし)。

助成対象月 令和4年4月～5年3月の家賃のうち、最大12か月分

申請方法 所定の申請書等を2月28日(火)(消印有効)までに郵送で問合せ先へ。申請書等は問合せ先・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページ(上二次元コード)から取り出せます。

問合せ 産業振興課店舗等家賃減額助成担当(〒160-0023西新宿6-8-1、BIZ新宿) ☎(5273) 3554

 HPで詳しく



申告期限は3月15日(必着)

新型コロナ対策のため特別区民税・都民税(住民税)は郵送で申告を

●申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類が必要です

郵送で申告する場合は、マイナンバー確認書類と本人確認書類の写しを添付してください。やむを得ず窓口で申告する場合は、マイナンバー確認書類と本人確認書類をお持ちください。

※窓口で代理人が申告する場合は、委任状・代理人の本人確認書類・申告者本人のマイナンバー確認書類が必要です。

※区が発送する申告書(申告者の住所・氏名のフリガナ・生年月日が印字されたもの)は申告者本人の本人確認書類・代理申告の代理権確認書類(委任状の代わり)として使用できます。郵送での申告の場合は、申告者本人のマイナンバー確認書類の写しと併せて郵送してください。

※日曜窓口開庁(2月26日)では申告できません。

問合せ 税務課課税第一係 ☎(5273) 4107・課税第二係 ☎(5273) 4108 (いずれも〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階)

新型コロナで収入が減少した世帯の方へ

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けています

●申請期限は3月15日(必着)

令和4年度分の保険料で、令和4年4月1日～5年3月31日に納期限があるものが対象です。所定の申請書と必要書類を郵送で問合せ先へ提出してください。申請期限直前は混雑が予想されます。余裕をもって申請してください。申請書は新宿区ホームページ(右二次元コード)から取り出せます。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 保険料減免担当(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273) 4189

 HPで詳しく



2月26日開催

エコ自慢ポイント上位5名を表彰

エコ自慢ポイントの獲得ポイント上位5名の方(下表)を表彰します。

5名の方は、問合せ先へご連絡ください。

日時 2月26日(日)午後1時～2時30分

会場 区民ギャラリー(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)

問合せ ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273) 3318

 HPで詳しく



| 順位 | 登録番号 | ニックネーム | ポイント |
|----|----------|--------------|-------|
| 1 | 60042163 | kumagaoru163 | 1,910 |
| 2 | 60009999 | chieko999 | 1,858 |
| 3 | 60000064 | buan064 | 1,811 |
| 4 | 60016027 | fumiko027 | 1,729 |
| 5 | 60042088 | nekosan088 | 1,445 |

くらし



創業セミナー



●知らないと思える商標活用のいろは

日時 3月4日(土)午後2時～3時30分

対象 創業を目指す方、創業して間もない方、36名

内容 商標権とはどんな権利か、商標権を取る方法、商標活用事例の紹介、質疑応答ほか

費用 500円(資料代)

申込み 2月17日(金)から電話で問合せ先へ。先着順。問合せ先ホームページ(右二次元コード。☎https://incu.shinjuku-center.jp/)からも申し込みます。



会場・問合せ 高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205) 3031

消費者講座



●シニア世代が安全に使えるスマホ講座

日時 3月9日(木)午後2時～3時30分

会場 戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)

対象 区内在住・在勤・在学の方、14名

内容 スマートフォンを安全に使うポイント

持ち物 自分のスマートフォン

申込み 電話かファックス(5面記入例のとおり記入)で3月2日(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。問合せ先ホームページ(二次元コード。☎https://jca-home.jp/shinjuku/)からも申し込みます。



問合せ 日本消費者協会 ☎(5282) 5311(月～金曜日午前9時30分～午後5時)・☎(5282) 5315

区の担当課 消費生活就労支援課消費生活就労支援係(第2分庁舎3階) ☎(5273) 3834

高齢者就職面接会



参加企業等詳しくは、お問い合わせください。区勤労者・仕事支援センターホームページ(二次元コード。☎https://www.sksc.or.jp)でもご案内しています。

参加には新宿わく☆ワークへの登録・予約が必要です。

日時 3月15日(水)～17日(金)午後2時～5時

対象 都内在住のおおむね55歳以上、各回20名

持ち物 履歴書(写真を貼る。面接1社につき1通)

申込み 2月17日(金)午前9時から電話または直接、問合せ先へ。先着順。

会場・問合せ 新宿わく☆ワーク(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟) ☎(5273) 4510



ギャラリー“みるっく”展示作品募集

展示期間・場所 ▶4月～9月…新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)、

新宿スポーツセンター(大久保3-5-1)、四谷スポーツスクエア(四谷1-6-4)

▶6月～7月…東京都健康プラザハイジア(歌舞伎町2-44-1)

※展示期間は1個人(またはグループ)につき、年度内1回最大1か月まで(東京都健康プラザハイジアは最大2週間)です。

対象 区内在住の方、会員数が5名以上で8割以上が区内在住・在勤の方で構成されているグループ

申込み 所定の申請書を3月15日(必着)までに郵送・ファックスまたは直接、問合せ先へ。申請書は問合せ先で配布しているほか、新宿区ホームページ(右二次元コード)から取り出せます。



問合せ 生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(〒160-8484歌舞伎町1-5-1、第1分庁舎7階) ☎(5273) 4358・☎(5273) 3590